

平成18年10月より障害者自立支援法が全面スタートしました!

◆障害福祉サービス利用についての変更◆

障害程度区分が導入されました。
日中活動のための支援と居住支援にサービスが分かれます。
施設入所の方も複数のサービスの組み合わせができません。

～サービス利用は、申請から～

福祉事務所他各窓口で相談、申請
訪問による障害程度区分調査
(介護給付のみ)
・医師意見書と調査書を基に認定審査会で障害程度区分決定
支給決定
申請者とサービス提供事業者の契約
サービス利用(原則1割負担)

◆サービス内容◆

訓練等給付

- ・生活の能力を高めるための訓練
- ・就労に向けた訓練
- ・共同生活(グループホーム)

介護給付

- ・居宅介護
(制度から一人ひとりに合ったサービスを行います。)
- ・短期入所(宿泊)
- ・児童デイサービス
- ・共同生活(ケアホーム)
- ・施設入所



●仙北市では、障害のある方々を総合的に支援できるように 地域生活支援事業を行います。



問合せ:社会福祉課障害福祉係 TEL(43)2288 / FAX(47)2116

相談支援事業

障害福祉に関する相談を承ります。今年度は主に福祉事務所が相談支援事業を行います。

コミュニケーション事業

聴覚、言語、音声などに障害のある方々へ手話通訳者等の派遣を行います。

日常生活用具給付

スマホ用装具他日常生活支援の為に用具を給付します。

移動支援

社会的生活上必要な外出に対し、ヘルパーを派遣します。

地域活動支援センター

創作活動や生産活動、また在宅の方に対して交流の場を提供します。

福祉ホーム事業

福祉ホームの利用に関して施設に対し支援します。

訪問入浴サービス

入浴車により在宅で入浴サービスを提供します。

更生訓練費給付

更生援護施設入所者の訓練に対する給付です。

日中一時支援

養護学校生徒の放課後支援 日帰り短期入所

生活サポート

障害程度区分非該当者が必要と認められた方に対しヘルパーを派遣します。

声の広報等発行

視覚などに障害のある方々に声の広報を届けている団体に対し補助をします。

自動車運転免許取得費助成

障害のある方が就労や社会参加のための自動車免許取得に対し助成します。

自動車改造費助成

障害のある方が就労に伴い自動車を取得する場合、その車の改造費用に対し助成します。

経過的デイサービス

平成18年度に限り障害者デイサービスを利用できません。



ご存知ですか？

障害のある方への手当制度

特別障害者手当・・・
支給額 月額26,440円

20歳以上で身体または知的、精神、特定疾患などで重度の障害があり、常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。障害が重複している、日常生活の各動作に制限がある、という方が対象です。

障害児福祉手当・・・
支給額 月額14,380円

20歳未満で身体または知的に重度の障害があり、日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とするお子さんを対象に支給されます。

問合せ:社会福祉課 障害福祉係 TEL(43)2288

特別児童扶養手当・・・・・・・・・・
支給額 1級(重度障害児)月額50,750円
2級(中度障害児)月額33,800円

20歳未満で、身体または知的に中度以上の障害があるお子さんを扶養している父、もしくは母、または養育者を対象として支給されます。

問合せ:長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

請求手続き

支給要件に該当すると思われる方は、所定の診断書等が必要な場合がありますので、問い合わせ先に確認のうえ、請求の手続きをしてください。認定を受けることにより、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

手帳がなくても・・・

これらの手当は身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障害がある方は対象となります。ただし、障害のある方が施設などに入所している場合や、障害を事由として公的年金を受けられる場合は対象になりません。

所得制限

請求者、同居の扶養義務者について所得制限があります。

障がい福祉サービス事業所 「愛仙」オープン

10月より障害者自立支援法全面施行により、NPO法人秋田ふくしハートネットが「旧仙北北部ふれあいセンターにじ」(知的障がい者小規模作業所)と「旧角館さくら共同作業所」(精神障がい者小規模作業所)を同一事業所として運営することになりました。名称は「愛仙(あいせん)」です。よろしくお願ひします。

サービス内容 訓練等給付・・・「就労継続支援B型」(非雇用型) 介護給付・・・「生活介護」
仙北市からの委託事業

地域活動支援センター・・・創作活動や生産活動、また在宅の方に対して交流の場を提供します。

日中一時支援・・・ 養護学校生徒の放課後支援 日帰り短期入所

詳しいことは、法人事務所、各作業所までお気軽にお問い合わせください。

NPO法人秋田ふくしハートネット事務局 TEL/FAX(54)2422

愛仙(にじ) TEL/FAX(55)5071 愛仙(さくら) TEL/FAX(54)3044

11月は 児童虐待防止推進月間 です

あなたの「もしや？」が子どもを救う